

就学援助制度 入学前申請のご案内

伊東市教育委員会

◆ 入学前申請の対象となる方

令和9年度に伊東市立小学校に入学予定で、令和9年1月1日現在で伊東市に居住するお子さんがいる保護者のうち、次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方（要保護者）
- (2) 生活保護は受けていないが、同程度に困窮していると認められる方（準要保護者）

＜準要保護者の総世帯所得の目安額＞

世帯の人数	2人	3人		4人	
世帯構成	親1子1	親2子1	親1子2	親2子2	親1子3
目安額	約240万円	約260万円	約330万円	約330万円	約360万円

※ この金額は目安です。家族の年齢構成などにより認定基準となる金額が変わりますので、この目安額を超えても認定される場合や目安額以内でも認定されない場合があります。

◆ 申請方法・申請期限

「令和9年度就学援助制度のお知らせ」と「就学援助申請書」を、就学時健康診断会場にてお持ち帰りいただくか、市ホームページからダウンロードし、申請期限までに申請書ほか必要書類を入学予定の小学校に提出してください（市役所では受付できません）。

申請期限：令和8年11月18日（水）まで

◆ 入学準備費

期限までに申請し、準要保護者として認定された場合は、入学前に入学準備費の支給（令和9年2月上旬ごろ）を予定しています。

支給額：64,300円（支給額は予定金額であり、変更となる場合があります。）

支給方法：申請書に記載の保護者口座に振り込みます（既に小中学校に在籍している兄弟の校納金滞納がある場合はこの限りではありません。）。

◆ 注意事項

- ・ 「令和9年度就学援助制度のお知らせ」をよく読み、申請書類に不備がないようにしてください。
- ・ 今回の申請で準要保護者として認定された場合は、令和9年度の就学援助受給対象者として、入学後に学用品費等についても支給を行う予定です。
- ・ 令和9年1月1日現在で伊東市に居住していない（住民登録がない）場合は、今回の審査の対象外です。その後転入した場合は、転入後の認定委員会にて申請してください。
- ・ 4月認定委員会に申請し、準要保護者として認定された場合には、入学後に上記と同様の費用を支給します。ただし、この場合の入学準備費は、入学前に支給することができません。

◆ お問合せ先

伊東市教育委員会 教育総務課（伊東市役所高層棟5階）

TEL：0557-32-1912